

第四章 木津用水系治水工事

第一節 木曾川分水工事・黒川堀削

(明治九年十一月)

黒川水路の開鑿

名古屋の商業運河堀川は水量少なく、満潮をまつて利用出来る程度であつたため、安場県令は名古屋發展策として黒川治愿にこの改修を命じた。彼の計画は、新木津用水路を廣^{こうしゅん}浚して庄内川に注ぎ、新水路を開鑿して矢田川を越えて堀川に通ずる大工事であつた。明治九年(一八七六)十一月に着工、翌十年十月竣功。治愿の功を永遠に記念するため、この新水路を黒川と名付けた(明治の名古屋人)。

当時の犬山への稻置街道が通る橋は「黒川橋」と名付けられた。後に、「黒川本通」という町名も付けられた。地下鉄名城線が市役所駅から北へ伸びたとき、駅の名称を「黒川」とされたが、誰も異を唱える者はいなかつた。

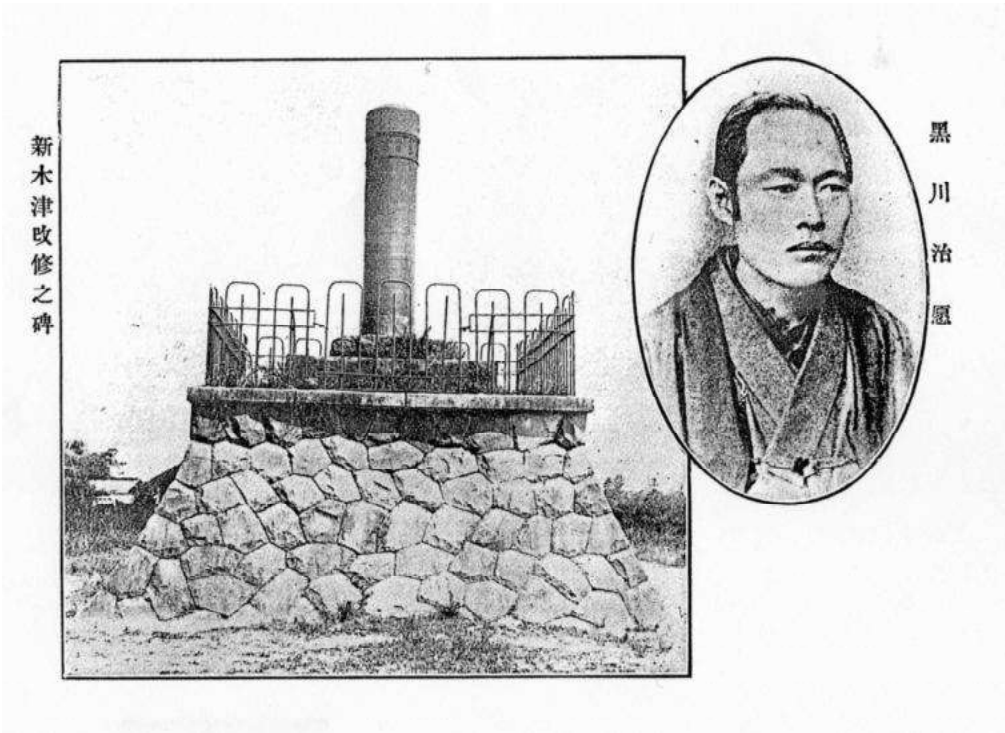
新水路は、堀川に注ぎ込む大幸川を改修し、更にその一部を延長して開鑿したものである。瀬古村(名古屋市守山区)で庄内川と通じるように計画されたが、途中に天井川の矢田川があるため、この部分は伏越樋(地下水路)で結ばれた。工事は九年からほぼ一年かけて行われ、その結果、木曾川から導水され木津用水・新木津用水・八田川を介して庄内川・堀川と結ばれるようになった。

名古屋市は堀川堀削からの経過を、昭和五十九年(一九八四)に「堀川堀留跡の碑」に記した。この碑は黒川治愿顕彰について新しいものなので、最後に掲げることとする。

新木津用水の水路拡幅工事(二間から六間)は上・下流の村々の利害対立等でなかなか進まず、明治十六年(一八八三)に着工、翌十七年に竣工した。一九年には愛船株式会社がこのルートを使って物資を輸送する業務を始めた。

なお明治十年(一八七七)黒川治愿は熱田港の改修にも努力している。熱田港は浅く、西南戦争の物資を四日市港に輸送するため熱田港の整備が求められた。

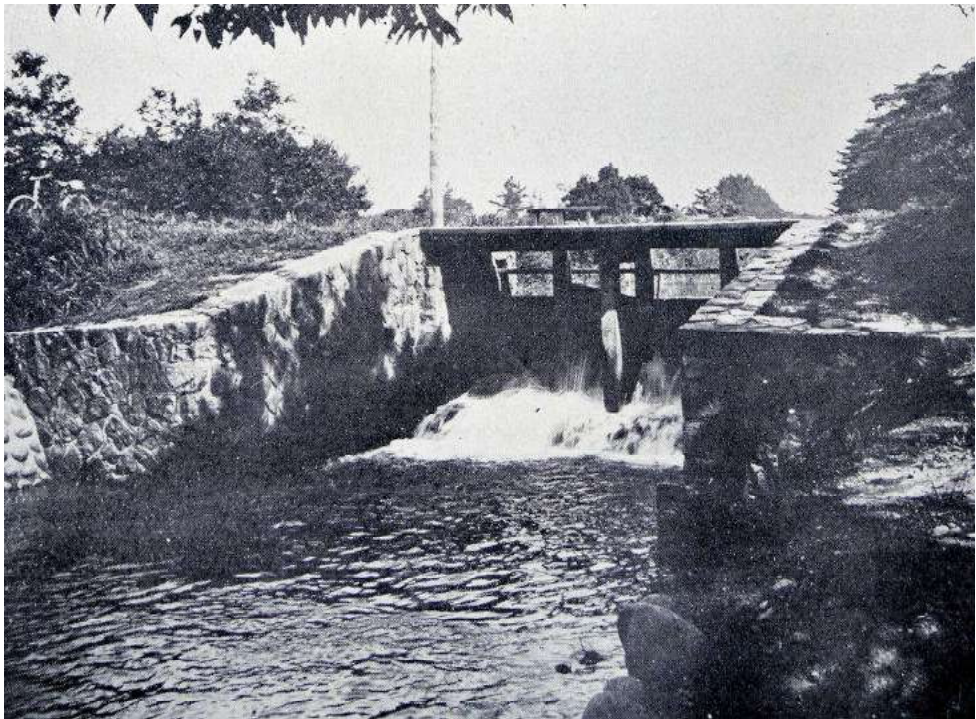
新木津用水之碑



この銅材の碑は供出された

木津用水史所載

新木津用水朝宮切立



木津用水史所載

第二節 分水工事

第一項 新木津用水改修

木津用水改修之碑

予曾適尾之野。登丘墟臨瞰遠近。平行百里。草木繇條。厥壤惟膏肥。厥田惟上上錯。嗚呼美哉。不稱之沃野。而又孰稱乎。雖然天造之美。經財成輔相。而其功愈熙。然後其美愈著焉。所謂天工人其代之者是也。然而安舊危新。俗習爲然。是以欲新起工補化者。爲其所沮。失百世之利者。今古匪尠。是所以在字氓之任者。無果斷則流于苟且。誤于旁撓也歟。始舊藩主德川氏祖。閱其地理。察灌溉之利未遍。開鑿水路。分疏其流。以其成於慶安三年者。爲古木津用水路。以其成於寬文二年者。爲新木津用水路。蓋以自木津村得其稱也。而其源。則一取之於木曾川。截堤塘設閘門。以注入川水。導諸西南。灌於丹羽葉栗東西春日井四郡。而至於西春日井郡比良村。其程殆五里。是即先成者也。更於丹羽郡小口村。設閘門開一水路。溉於丹羽東春日井二郡之內。岩崎村其他二十七村。南流而合於莊內川之支八田川。三里是即後成者也。於是乎。數萬頃之良田。將漸著其美焉。而未足以熙其功也。其後閘門朽水路塞。則浚修仍舊耳。又每夏季。於木曾川中流。堆積石塊。導水勢進入閘口。以其爲苟且。屢壞屢修。其費最多。而利不從之。

読み下し文

予曾て尾の野に適き丘墟に登り遠近を臨瞰せしに平行百里にして草木繇條たり。その壤惟れ膏肥にして其の田惟れ上々の錯。嗚呼美なるかな。之れを沃野と稱せずして又いずれをか称せんや。然りと雖も天造の美は經財輔相を成して、而して其の功愈々熙く然る後美愈々著わる。所謂天工は人それ之れに代る者はれなり。然れども旧に安んじ新を危うみ俗習然りとなし、是を以て新に工を起し化を補わんと欲するもの其の沮む所となり百世の利を失うは今古尠きにあらず。是れ氓をいつくしむの任に在る者が、果斷無ければ則ち苟且に流れ旁撓に誤らるる所以なるか。始め旧藩主德川氏の祖其の地理を閱し灌溉の利遍ねからざるを察し、水路を開鑿し其の流れを分疏す。其の慶安三年に成るものは古木津用水路と爲し、其の寬文二年に成るは新木津用水路と爲す。蓋し木津村よりするを以て其の稱を得るなり。而して其の源は則ち一に之を木曾川に取り堤塘を截ち閘門を設け以て川水を注入し、これを西南に導き丹羽葉栗東西春日井四郡に灌ぐ。而して西春日井郡比良村に至る。其程殆んど五里は是れ即ち先きになるものなり。更に丹羽郡小口村に閘門を設け一水路を開き丹羽東春日井二郡の内岩崎村其他二十七村に灌ぐ。南流して莊内川の支なる八田川に合する三里は是れ即ち後に成るものなり。是に於てか数万頃之良田將に漸く其の美を著わさんとす。而も未だ以て其の功を熙しとするに足らざるなり。其の後閘門朽ち水路塞がれば則ち浚修旧によるのみ。又夏季毎に木曾川中流に於て石塊を堆積し水勢を導きて閘口に进入せしめ、その苟且を爲すのみなるを以て屢々壞るれば屢々修め、其の費最も多くして利は之れに従わず。

然耕地之拓。加昔時千餘町步。川水亦流路時變。沙石堙滯於閘前。障疏淪減水量。最闕灌漑之便。村民雖憂之。而藩吏不知改修之。是以田數苦旱。廢藩置懸之後。土木課長黒川治愿。授村民以方法。村民乃募金貳千五百餘圓。請脩改之。於是明治十一年。治愿議庶務課長野村賀眞。稟縣令安場保和君。加募金以官金九千七百餘圓。於木曾川閘門外。築堰埭。其長三百十六間。蓋激川水。以其力。浚疏水路之法也。時多非議之者。如蘭人某氏。亦不可之。而治愿自執之固。斷然行之。如其工。則使土木課員寺井信臣董之。至十二年六月而畢。入閘之水。大改其勢。潤澤最廣。中外人士初驚悟。無不嘆賞其長治水者。雖然古閘狹隘。吸水不多。而西閘則不脩數十年。木材腐朽將破壞。於是欲大其構造改爲巨閘。使用水及通船兩便。製作既成。而忽爲異議所沮。不能施伏込之業者。殆三年。唯東春日井郡味鏡原新田等之五村憂之。特出伏込費金四千餘圓。請願頗切。

治愿以謂。一旦值有木曾川洪水。閘門破壞。則將至田民之流溺。不知幾百千。是豈可暫已乎。乃稟縣令國貞廉平君。允其請。告組合各村。以利害所存。而不顧紛議。使土木課員岡部真一等。起伏込之工。自十五年一月至三月始成。其費金壹萬壹千四百餘圓。堅牢巨大。非復舊閘之比。

然るに耕地の拓くること昔時に千余町歩を加え、川水も亦流路時に變じ沙石閘前に堙滯して、疏淪を妨げ水量を減じ最も灌漑の便を欠く。村民之れを憂うと雖も而も藩吏之れを改修するを知らず。是れを以て田數々旱に苦しむ。廢藩置懸の後土木課長黒川治愿村民に授くるに方法を以てす。村民乃ち二千五百余圓を募金し之れを脩改せんことを請う。是に於て明治十一年治愿庶務課長野村賀眞と議し。懸令安場保和君に稟し、募金に加うるに官金九千七百余圓を以てし、木曾川の閘門外に堰埭を築く。其の長さ三百十六間。蓋し川水を激せしめて其の力を以て水路を浚疏するの法なり。時に之を非議する者多く蘭人某氏の如きも亦之れを可とせず。而して治愿自ら執るの固き斷然之れを行う。其の工の如きは則ち土木課員寺井信臣をして之れを董せしめ、十二年六月に至りて畢る。閘に入る水大いに其の勢を改め潤澤最も廣し、中外の人士初めて驚き悟り其の治水に長ずるを嘆賞せざる者なし。然りと雖も古閘狹隘にして吸水多からずして、西閘は則ち脩められざるること數十年にして木材腐朽し將に破壊せんとす。是に於て其の構造を大にし改めて巨閘となし、用水及び通船をして両つながら便ならしめんと欲し、製作既に成れり。而して忽ち異議の爲め沮まれて伏込の業を施す能わざるもの殆んど三年。唯東春日井郡味鏡原新田等の五村之れを憂い特に伏込費金四千余圓を出し請願すること頗る切なり。

治愿謂えらく一旦木曾川の洪水あるに値い閘門破壊せば、則ち將に田民の流溺幾百千なるを知らざるに至らんとす。是れ豈暫くも已むべけんやと乃ち懸令國貞廉平君に稟して其請うを允す。組合各村に告ぐるに利害の存ずる所を以てし、而して紛議を顧みず土木課員岡部真一等をして伏込の工を起さしむ。十五年一月より三月に至り始めて成り、其の費は金一万一千四百余圓にて、堅牢巨大なること復だ旧閘の比に非ず。

勿論於用水加便。而自木曾川至丹羽郡小口村。二里程開通船之路。其益頗大。於是曩唱異議者。乍感喜之。舞躍歡呼。至出金數百圓。補工費之不足。更投數百金。祝其成功。然歲月之久。耕地大加焉。係古木津水路者。稱古木津井組。其反別千七百五十九町三反九畝。而係新木津水路者。稱新木津井組。其反別千四百九十九町七反五畝。而分流於小口村之水路。稱幼川井組。其反別千五百三十三町四反一畝。合計之。其田則三千九百六十二町步。其地則百十二村也。然新木津水路。狹隘殆類溝澮。諸村未得飽於水利。東春日井郡味鈍原新田等之五村憂之。雖希望改修。其議不諧者數年焉。值十五年開門之改造既成。大增水量。於是村民。欲既飽於舊田。又以其餘潤。開墾五百餘町步之地。

味鈍原新田等之餘村。及下條原新田等之六村。乃募集金貳萬餘圓。以請改脩之。懸令國貞廉平君允其請。委之於治愿。加懸費金壹萬餘圓。使土木課員岩本賞壽等董工事。水路之廣。加四間爲六間。堤塘之高。加六尺倍於舊。而改造所分派。於古木津水路之舊開。加其廣爲三間。以使用水注入者。其凡三里爲一帶川流。非復溝澮類。斯役也。起於十六年五月。竣於十月。

用水に便を加うるは勿論にして、木曾川より丹羽郡小口村に至る二里が程通船の路を開き其の益頗る大なり。此に於て曩に異議を唱えし者乍ち之れに感喜し、舞躍歡呼して、金數百圓を出し工費の不足を補い更に數百圓を投じて其成功を祝するに至る。然れども歲月の久しき耕地大いに加われり。古木津水路に係る者は古木津井組と稱し其の反別千七百五十九町三反九畝にして、新木津水路に係る者は新木津井組と稱し其の反別千四百九十九町七反五畝、而して小口村の水路に分流し、幼川井組と稱するは其の反別千五百三十三町四反一畝なり。之れを合計すれば其の田は則ち三千九百六十二町步にして其の地は則ち百十二村なり。然るに新木津水路は狹隘にして殆んど溝澮に類し諸村未だ水利に飽くを得ず。東春日井郡味鈍原新田等の五村は之れを憂い改修を希望すと雖も、其の議諧わざるもの數年なり。十五年開門の改造既に成るに値い大いに水量を増す。是に於て村民既に旧田に飽き又其の余潤を以て五百餘町步の地を開墾せんと欲す。

味鈍原新田等の余村及び下條原新田等の六村は金二万余圓を募集し以て之れを改脩せんと請う。懸令國貞廉平君其の請を允し之れを治愿に委ね、懸費金一万余圓を加え土木課員岩本賞壽等をして工事を董せしむ。水路の廣さ四間を加え六間と爲し堤塘の高さ六尺を加え旧に倍す。而して古木津に分派する所の水路の旧開を改造し其の廣さを加え三間と爲し、以て用水の注入に便にして其の凡そ三里は一帶の川流と爲りまた溝澮の類に非ず。斯の役や十六年五月に起り十月に竣る。

而六七月之間大旱。雖工事猶半。而遍漚於舊田。

分於新墾之地。其餘流延及莊内井組。萱津下之郷井組。百十餘村。蓋此工事。非獨謀用水之便。欲併開木曾川達名古屋市街之船路也。曾於明治九年。有一役。愛知春日井二郡之内六十六村。雖有莊内川之用水。有時涸乏。或苦旱災。或汚水澁滯。因合縣費金參萬餘圓。民費金三千餘圓。利用水疏汚水。預啓通船之端。名之曰黒川。時人嗷嗷譏其無安。

政有備木曾川至名古屋之船路者也乎。顧有黒川役。而後有木曾川堰掾之舉。而後閘門改造之事畢。而後水路改修之工成。然後其機漸達。其功始熙。前日之嗷嗷者。將悔其譏。而喜其便矣。合計前後則其費金九萬圓。至其所利。則其澤遍六郡。而溉於新墾數百町步。尚爲有餘。因此又欲更開鑿一水路。灌漚於愛知郡東數十村。嗚呼既見此鴻益。乃以其所費比諸所得。不當百之一。况一舉以興百世之利。爲諸之無前之偉業亦不誣也耳。

原之雖有徳川氏之垂緒可欽焉者。也而非有能繼之竭心致力者。安得其盛功如今日乎哉。縣令之明識爲之根者。固不待言。派遣官吏及郡吏亦其功不爲不多。

而して六七月の間大いに旱し工事猶半ばなりと雖も而も遍ねく旧田に漚ぎ新墾の地に分ちて、其の余流は延いて莊内井組の萱津下之郷井組百十餘村に及ぶ。蓋し此工事は独り用水の便を謀るのみに非ず併せて木曾川より名古屋の市街に達する船路を開かんと欲するなり。曾て明治九年に一役あり、愛知春日井二郡の内六十六村は莊内川の用水ありと雖も、時に涸乏あり或は旱災に苦み或は汚水澁滯す。因つて懸費金三万余圓に民費金三千余圓を合せ、用水を利し汚水を疏しかねて通船の端を啓き、之れを名ずけて黒川と曰う。時人嗷嗷其の安んずる無きを識る。

正に木曾川より名古屋に至るの船路に備え有るものなり。顧みるに黒川の役あり、而して後に木曾川堰掾の挙あり。而して後に閘門改造の事畢り、而して後に水路改修の工成り、然して後其の機漸く達し其の功始めて熙し。前日に嗷嗷たりし者將に其の譏りを悔い而して其の便を喜ばんとす。前後を合計すれば則ち其の費金九万圓にて其の利する所に至つては則ち其の澤六郡に遍ねく。而して新墾數百町步に漚ぎて尚余りありと爲す。此れに因て又更に一水路を開鑿して愛知郡東數十村に灌漚せんと欲す。嗚呼既に此の鴻益を見、乃ち其の費す所を以てこれを得る所に比すれば百の一に足らず、況んや一挙以て百世の利を興すをや。これ之れ無前の偉業と爲すも亦誣いざるのみ。

之れを原ぬるに徳川氏の垂緒の欽焉すべきもの有りと雖も、又能く之れを継ぎ心を竭し力を致すもの有るに非ずば、なんぞ其の盛功を得ること今日の如きを得んや。縣令の明識が之れの根を爲すは固より言うを待たず、派遣の官吏及び郡吏も亦其の功多からずと爲さず。

而至其所終始計畫。則黒川開鑿之曰。既啓其端。九年
至十六年。察緩急投時機。逐次進工。遂達其所企
圖。是乃繇黒川治愿自信之篤。而有果斷之力也耶。
今方功熙美著之日也。感其澤者相謀。欲建碑以使來
者。知偉功之所原委。爲之總代者。一日來屬筆於予
焉。予在尾之久。巡其地問其利。又能知民心感孚之
所至。因記之者如此。盖非溢美之言也矣。

明治十八年二月

愛知縣令從五位勝間田稔 題額

飯田蕃俊 製文

牧 光葆 書

而して其の終始計畫する所は則ち黒川開鑿の曰既に其の端を啓く。九年より十
六年に至るまで緩急を察し時機に投じて、逐次工を進め其の企図する所を達せし
は、是れ乃ち黒川治愿の自信の篤くして果斷の力有るによるなり。今まさに功熙
く美著わるの日なり。其の澤を感ずる者相謀り、碑を建て以て來者をして偉功の
原委する所を知らしめんと欲し、之れが總代たる者一日來つて筆を予に属す。予
尾に在るの久しき其の地を巡り其の利を問ひ、又能く民心感孚の至る所を知る。
因て之を記すもの此の如し。盖し溢美の言に非るなり。

明治十八年二月

愛知縣令從五位勝間田稔 題額

飯田蕃俊 製文

牧 光葆 書

⑩ 木津用水改修之碑（所在地 春日井市高山町二丁目）



* 旧碑（五三頁）は、銅製であったため、戦時中に供出されたが、戦後に改めて同位置に記念碑を建立した。

第二項 (新) 木津用水改修之碑

夫レ木津用水ニ古新二者有リ 慶安 寛文年間ノ開鑿さくニカ、ル 盖シ木曾川畔木津村ヨリ疏水セルニ依リテ此称アルナリ 灌漑水田総テ五千九百余町歩 旧百十二箇村 丹葉春日井一市四郡ニ亘ル 年ヲ経テ閘門水路ノ朽塞甚シ 仍テ明治十一年 本縣土木課長黒川治愿君率先之ガ改修ヲ建言 縣令安場保和君ノ允ユルス所トナリ閘門外ニ堰えん埭たい三百十六間ヲ構築 同十二年六月竣工 頗ル用水通舟ニ便セリ 次デ同十五年味鏡原新田外五箇村ノ請願ニ依リ伏込施工 更ニ五百余町歩開墾ノ目的ヲ以テ新木津用水路ノ改修ニ着工 川幅塘高略々旧ニ倍シ翌十六年十月成功 是皆黒川君ノ計策ト献身的努力ノ賜ナリトス 仍テ十八年二月此地ニ建碑 君ガ功績ヲ頌ス

嗚呼 治愿黒川氏ハ岐阜縣稲葉郡佐波村ノ人 明治八年本縣ニ出仕在職十一箇年縣下ニ於ケル土木治水ノ功顯著ナル前後其ノ比ヲ見ズ 余澤四方ニ普シ 明治三十年五月二十九日 名古屋ノ寓居ニ歿ス 享年五十一歳 遺骨ヲ郷里先塋ノ次ニ葬ル

木津川改修之碑 モト此地ニ在リ郷土ノ一偉觀タリシガ 偶々今次太平洋戦争ニ際会シ 碑銅材ノ故ヲ以テ供出撤去 爾来諸人之ヲ惜ミ茲ニ重ネテ文ヲ刪シ 新タニ石ニ刻ミテ以テ不朽ニ傳フ

昭和二十八年十月

安藤直太朗撰 藤田東谷書

荒木彌助刻

愛知縣知事桑原幹根題額

